

IHC運用ガイドライン改定（案）に伴う主要箇所に関する新旧対照表

新	令和7年2月28日十七改定
第1 (略)	第1 (略)
第2 (略)	第2 (略)
<p>第3 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象とする違法情報の範囲 ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して送信防止措置等を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。 具体的には、 【わいせつ関連情報】 (略) 【薬物関連情報】 (略) 【振り込め詐欺等関連情報】 (略) 【不正アクセス関連情報】 (略) 【無登録貸金業関連情報】 (略) 【銃砲等所持関連情報】 (略) 【犯罪実行者募集関連情報】 (略) 【違法オンラインギャンブル等関連情報】 <u>⑰ 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為（ギャンブル</u></p>	<p>第3 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象とする違法情報の範囲 ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して送信防止措置等を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。 具体的には、 【わいせつ関連情報】 (略) 【薬物関連情報】 (略) 【振り込め詐欺等関連情報】 (略) 【不正アクセス関連情報】 (略) 【無登録貸金業関連情報】 (略) 【銃砲等所持関連情報】 (略) 【犯罪実行者募集関連情報】 (略) (新設)</p>

ル等依存症対策基本法第9条の2第1項第1号)

⑱ インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為 (ギャンブル等依存症対策基本法第9条の2第1項第2号)

を対象とする。

3 違法情報該当性の判断基準

(1) 判断の対象

前記2に掲げる①から⑱までの違法情報については、インターネット上の流通自体が法令に違反することから、違法情報該当性の判断に際しては、基本的には、当該情報の流通が法令上の構成要件に該当するかどうかを判断するだけで足り、違法性(阻却事由)については検討する必要はない。

(2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準

対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。

【わいせつ関連情報】

(略)

【薬物関連情報】

(略)

【振り込め詐欺関連情報】

(略)

【不正アクセス関連情報】

(略)

【無登録貸金業関連情報】

(略)

を対象とする。

3 違法情報該当性の判断基準

(1) 判断の対象

前記2に掲げる①から⑱までの違法情報については、インターネット上の流通自体が法令に違反することから、違法情報該当性の判断に際しては、基本的には、当該情報の流通が法令上の構成要件に該当するかどうかを判断するだけで足り、違法性(阻却事由)については検討する必要はない。

(2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準

対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。

【わいせつ関連情報】

(略)

【薬物関連情報】

(略)

【振り込め詐欺関連情報】

(略)

【不正アクセス関連情報】

(略)

【無登録貸金業関連情報】

(略)

<p>【銃砲等所持関連情報】 (略)</p> <p>【犯罪実行者募集関連情報】 (略)</p> <p>【違法オンラインギャンブル等関連情報】 ⑰ 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為 次のア及びイを満たす場合には、国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為に該当する情報と判断することができる。 ア 違法オンラインギャンブル等を行う場を提供する違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムに該当すると認められる場合 (ア) 違法オンラインギャンブル等を楽しむことができること、又はその旨が記載されていること かつ (イ) 違法オンラインギャンブル等のプレイに当たって出入金が必要又は可能であること、若しくはその旨や手段が記載されていること と イ 国内にある不特定の者に対して提示していると認められる場合 (ア) 不特定の者が当該ウェブサイト及びプログラムを閲覧できる状態となっている場合 かつ</p>	<p>【銃砲等所持関連情報】 (略)</p> <p>【犯罪実行者募集関連情報】 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

(イ) 日本語に対応している場合、日本語が用いられていなくとも日本国内にある不特定の者が理解可能な態様で表示されている場合、日本からの出入金が可能である旨又は日本からの出入金が可能な決済手段が記載されている場合、金額が日本円で表記されている場合等、日本国内にある者を対象としていると判断できる場合

なお、ウェブサイト等に「日本国外に居住する日本人向けである」、「日本から利用することは違法である」等の記載がある場合であっても、違法性の判断に影響を及ぼさない。

⑱ インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為

次のア及びイを満たす場合には、インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為に該当する情報と判断することができる。

ア 違法オンラインギャンブル等に誘導する情報であると認められる場合

下記 (ア) から (エ) のいずれかに該当する場合

(ア) 違法オンラインギャンブル等ウェブサイトの URL 等又は違法オンラインギャンブル等プログラムをダウンロードできる URL 等が掲載されている場合

(イ) 実在する違法オンラインギャンブル等

ンブル等ウェブサイト又は違法
オンラインギャンブル等プログ
ラムの名称と、以下の例のような
利用を促す又は利用が可能であ
ることを示す表現（画像等を含
む）が一体として記載されている
場合

例)

○「賭けよう」、「プレイしよう」、
「始めませんか」、「登録はここ
らから」、「今なら無料」、「『○○
(サイト名)』で検索」、「カジノ
ができます」、「利用可能」、「日
本語対応」、「おすすめ」、「ラン
キング〇位」、「最新オンライン
カジノ」、「入金不要ボーナス」、
「初回入金ボーナス」、「プレイ
体験」等

(ウ) 違法オンラインギャンブル等
の無料版ウェブサイトで、違法オ
ンラインギャンブル等ウェブサ
イトの URL 等が掲載されるなど、
違法オンラインギャンブル等ウ
ェブサイトへの誘導がある場合

(エ) 上記 3 項目の記載等がなされ
ているウェブサイト等の URL 等が
掲載されるなど、当該ウェブサ
イト等への誘導がある場合

なお、違法オンラインギャンブル
等を行うことが禁止されている旨
の周知徹底を図るために情報を発
信する場合等、違法オンラインギヤ
ンブル等に誘導する意思がないと
認められる場合は、これに該当しな
い。

ただし、「オンラインカジノは違
法であり、この投稿は利用を勧める
ものではない」等と記載されている

<p>場合であっても、当該投稿や前後の投稿内容その他関連する情報(アカウント名等)と照らし合わせることで、違法オンラインギャンブル等に誘導する情報であると認められるときは、これに該当する。</p> <p>イ 国内にある不特定の者に対して誘導する情報を発信していると認められる場合</p> <p>(ア) 不特定の者が当該ウェブサイトを閲覧できる状態となっている場合</p> <p>かつ</p> <p>(イ) 日本語で記載されている場合、日本語が用いられていなくとも国内にある不特定の者が理解可能な態様で記載されている場合等、日本国内にある者を対象としていると判断できる場合</p> <p>なお、誘導する情報そのものから、国内にある不特定の者に対して誘導する情報であると直接的に判断できない場合であっても、誘導の対象となっている違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムが、前記⑩ア及びイを満たし、国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為に該当する情報と認められる場合には、「日本国内にある不特定の者に対して誘導する情報を発信している」と認められる。</p> <p>4、5 (略)</p>	<p>4、5 (略)</p>
<p>第4 (略)</p>	<p>第4 (略)</p>

<p>第5 本ガイドラインの見直し等 (略) (改定履歴) (1) ～ (15) (略) (16) <u>令和7年度 改定の概要</u></p> <p>○ <u>違法情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ギャンブル等依存症対策基本法が一部改正され、オンラインカジノを含む違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するウェブサイト又はプログラムを提示する行為やインターネットを利用して違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為が禁止されたことに伴い、【違法オンラインギャンブル等関連情報】</u> <p><u>「⑰ 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為」「⑱ インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為」を追加した。</u></p>	<p>第5 本ガイドラインの見直し等 (略) (改定履歴) (1) ～ (15) (略)</p>
<p>第6 (略)</p>	<p>第6 (略)</p>